



2014年11月号

# 二戸労基署ニュース

## 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。



本年6月27日、「過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）」が公布され、同法において11月は過労死等防止啓発月間とされており、長時間労働の対策強化は課題となっています。労使の協力で、労働時間を適正化しましょう。

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法に違反する賃金不払残業（いわゆる「サービス残業」）はあってはならないものです。

## 11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

厚生労働省では、11月1日から11月30日までを「労働保険適用促進強化期間」と定め、労働保険の未手続事業場の解消に取り組んでいます。

【労働保険】とは、「労災保険」と「雇用保険」とを総称した言葉であり、農林水産業の一部を除いて、労働者を1人でも雇っていれば事業主は加入手続きを行い、労働保険料を申告・納付しなければなりません。

現在、県内には小規模零細・個人事業を中心に相当数の未手続事業場が存在しており、監督署・安定所では、本期間中に広報活動を実施するほか、未手続事業場に対して訪問による手続指導等の様々な加入勧奨を行います。

労働保険は政府が管理、運営している強制保険です。まだ、加入されていない事業主の方は、すぐ加入手続きをお願いいたします。



## 「労働災害発生状況（平成26年 1月～10月）」

・ 死亡労働災害：0件（前年比 - 5件） ・ 休業4日以上：102件（前年比 - 4件）

11月は、いわて年末年始無災害運動（12月1日～1月31日）の準備月間です。

スローガン「安全・安心・家族の笑顔 願いはひとつ 年末年始も無災害」 冬季にむけての労働災害防止に向け重要な取組と位置づけ、準備期間に的確な計画等を定めていただくなど対応をお願いします。

このニュースへのお問い合わせは 二戸労働基準監督署 0195-23-4131まで。